

はじめに

江戸時代の竹島（磯竹島）は現在の蔚陵島

現代の竹島は江戸時代には松島といった。

明治時代以降に島名が変わった。

1、鎖国はなかった

江戸幕府の初期対外政策

キリスト教禁止 ↓ 通行国の制限 ↓ 日本人の渡航禁止と帰国の制限 ↓
ポルトガル追放

↓

対外政策の流れ

慶長十七年（一六一二）

幕府領を対象にキリスト教禁止

慶長十八年（一六一三）

キリスト教禁止を全国に拡大

元和二年（一六一六）

中国以外の外国船の入港を長崎・平戸に制限

元和九年（一六二二）

イギリスの平戸商館閉鎖

元和十年（一六二四）

幕府スペインと断交

寛永八年（一六三一）

奉書船制限を開始し、海外渡航を制限

寛永十年（一六三三）

海外在住五年以上の日本人の帰国を禁止

寛永十一年（一六三四）

右にほぼ同じ

寛永十二年（一六三五）

日本人の海外渡航禁止と海外在住の日本人の帰

国禁止、中国船の入港を長崎に限定

寛永十三年（一六三六）

ポルトガル人を長崎出島に収容

寛永十四年（一六三七）

島原・天草一揆起こる（〜十五年）

寛永十六年（一六三九）

ポルトガル船の日本来日禁止

寛永十七年（一六四〇）

通商を求めて来航したポルトガル船を襲撃

寛永十八年（一六四一）

オランダ商館を平戸から出島に移す

↓

幕府の意図

↓ ①キリスト教思想の根絶

②幕府による海外貿易の利潤独占

③日本人の海外渡航禁止

↓ 鎖国を意図せず、200年続く

← 鎖国の名称

ケンペル著『日本誌』の一部の訳本日本名『鎖国論』（オランダ語通訳

医師志築忠雄の訳）享和元年（一八〇一）

←

←

貿易と情報収集の実態

〔主貿易品目〕

輸入品⇨生糸（白糸）・甘蔗糖（サトウキビから作る砂糖）朝鮮人参・毛織物・麻布・香料・象牙・鼈甲・菓種・書籍など
輸出品目⇨銀・銅 次第に減少⇨ 人参・生糸・砂糖の国内生産

2 江戸時代の対外国の窓口 （四つの窓）

〔貿易〕

対馬（宗氏）⇨⇩ 朝鮮

薩摩（島津氏）⇨⇩ 琉球国

松前（松前氏）⇨⇩ 蝦夷

長崎（長崎奉行）出島 ⇨⇩ オランダ

〔情報〕

北京⇨^{ハンセン}漢城⇨^{プサン}釜山⇨対馬⇨江戸 鴨緑江近く義州の噂話

北京⇨福州⇨琉球⇨薩摩⇨江戸

長崎到着の中国人商人⇨唐通詞⇨長崎奉行⇨江戸

オランダ商館長（カピタン）⇨長崎オランダ通詞⇨長崎奉行⇨江戸

3 対馬と朝鮮

① 一四四三年嘉吉条約 対朝鮮貿易開始

② 釜山の倭館（和館） 貿易・外交の場所⇨朝鮮政府が対馬人を収容するための施設として設けた

館守（対馬藩派遣）⇨裁判（朝鮮との交渉にあたる）

代官（貿易と経理担当）

東向寺僧（書記） 通詞など四百〜五百人

③ 唯一朝鮮と交渉する特権を持つ藩

④ 朝鮮通信使（回答兼刷還使）の先導役

江戸時代 十二回来訪 誠真外交

初回 慶長十二年（一六〇七）

⑤ 対朝鮮貿易の特権で藩を維持

参考 『日本の歴史』 9巻 「鎖国という外交」

4 竹島（磯竹島・蔚陵島）一件 史料

幕府の命 ⇨ 対朝鮮交渉の窓口 対馬藩の朝鮮との交渉経過

元禄六年（一六九三）・朝鮮人の竹島への出漁禁止を求めた外交交渉の開始 ↓
しかし 元禄九年（一六五九）・日本人の竹島への渡航禁止 ↓同時に安龍福・
らの渡航。

『磯竹島事略』『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』

『竹嶋紀事』 編纂年は享保十一年（一七二六）。

元禄六年（一六九三）十二年（一六九九）の交渉時の対馬藩の古文書、古記録、覚書などによって編纂された竹島（磯竹島・蔚陵島）をめぐる朝鮮との折衝、幕府との連絡報告などの実像を記す

（一卷）

元禄六年四月、安龍福、朴於屯米子に着す。六月鳥取着。二人を長崎經由で対馬から朝鮮国へ送還する旨幕府決定。（資料1-1）

「癸酉元禄六年五月十三日、江戸において御老中土屋相模守様より、御留守居へ仰せ渡され候は、去年、朝鮮人竹嶋と申すところへ、漁としてまかり越し候を、松平伯耆守方より見届け、重ねてまかり越さず候ようと申し含まれ候所、当年又々朝鮮人四十人ほどまかり越し、漁いたし候ゆえ、そのうち二人召し捕らえ置き、公儀へご案内に及び候に付き、すなわち長崎奉行所へ送り届け、対州あい届けられ候ように仰せ出だされ候、委細、長崎奉行所より申し参り候間、向後まかり越さざるようと対州へ申し遣わし候えの由仰せわたさる也。」

安龍福、朴於屯、六月七日鳥取を発足、長崎六月三十日到着。長崎で受取りのため対馬から迎護到着するが、長崎奉行所との見解違いで受け取り延期。

「竹嶋へまかり越し候朝鮮人の儀は、平生の漂流人と違い長崎奉行所よりこの方へ御受け取りなられ、重ねて竹嶋へまかり越さざるように朝鮮へ仰せ遣わされ候ように仰せを蒙むられる質人の心持に候ゆえ、格別に向え使を差し越され候ところ、長崎御留守居御使者共、その心付けなく、御奉行所より江戸御到来これあり候まで、御使者は御逗留の儀大儀に思し召し、あい待ち候も又は帰国又々まかり越し候も勝手次第とこれあり候を、船中朝鮮人警護無之候ても不苦と了見違いにて・・・」

九月三日対馬到着。九月四日二人への問条開始。（資料2-1・2）

このとき、以前に、竹嶋又は磯竹嶋ともいう島に磯竹弥左衛門、仁左衛門と申すものが住んだので、当方で召し捕らえ差出したことがあった。その時、公儀

は伯耆国に属すと思つていたなら、伯耆の太守が、この住居した者を捕らえ、差し出すよう公儀は言うべきだが、それを対馬へ仰せ付けられたということは、公儀は竹嶋は朝鮮と考えているのではないか

公儀へ聞くべきとの意見出る

しかし

すでに質人を返すことと、朝鮮人が竹嶋へ渡航しないよう朝鮮へ伝えよと公命が出ているから聞くわけにはいかない

そして

十月 正囊多田與左衛門以下渡海し、東 に着す

「礼曹参判へ御書簡をもつて、近年貴国の船、日本の内、竹嶋へまかり越し候について、重ねて参らずように申しつけ追い返し候所、当春又々貴国の漁民四十人ほど竹嶋へまかり越し漁仕り候ゆえ、御證のためその内二人召し捕らえ終始のようすつぶさに、領主より公儀へ案内これあり候へば、今度の儀は差し返され候、重ねてかの地へまかり越さざるように堅く申し渡すべき旨、公儀より仰せつけ蒙り候、このごとくに仕形至つて大切なることに候条、きつとおおせ付けらるべく候、すなわち両人の者今度送り返し、右の趣、使者委しく口上申し含み候」

「朴同知申し候は、竹嶋の出入りの儀大切に存じ候、先ごろ朝廷方へ首訳共召し寄せられ申し聞き候は、日本にて竹嶋と申す島はいつれの方角にこれあり候や、朝鮮国にも蔚陵島と申す嶋これあるゆえ、もし、この嶋の事候えは、たしかに朝鮮の内にて「與地勝覽」にもるこれあり候、「與地勝覽」は日本へ渡りたる書に候やと訊ねられ候故、いかにも日本へわたりたる由申し候へば、左候はば、いよいよ、日本もよくご存知のこと候故、今度の使者は請けがたき事に候、しかしながら、日本にて竹嶋と申し候は別の嶋候、別の嶋に候へば別状なきこと候間、御返答も相替わることこれなき由申され候故、首訳中申し談じ候は、日本に竹嶋と申し候は必蔚陵嶋の義に候へとも、さよう朝廷方へ申し候ては至つて大切なることに存じ候故、かの方三嶋これあり候、一は蔚陵嶋、一は于山嶋と申し、一は嶋に名申さず候、この内いつれにても日本にて竹嶋と仰せられ候を竹嶋に相決め候て、外の嶋を朝鮮国蔚陵嶋に用い申し候えは、朝廷方存分もたち、日本向きも御首尾よく相すみ申すこと」

申し掠めるような仕置きすれば↓大切なる事になる

壬申の乱以後朝鮮は捨て置きし嶋↓日本より年六度支配なし来り

← 已然他国の地にて捨て置き地 年久しくこの方に属し候

← この方の地である ← さすれば

← 蔚陵嶋を竹嶋といつても差し支えないはずである。

← 「漁民二人朝鮮へ渡す↓縄かけ捕らえられる」

朝鮮側接尉官 対 日本側正使

(間に立つ朝鮮人訳官の斡旋方法) 訳官給与は対馬から出ている

← 自分は都表にて有能と認められているなどいう

同七年二月 対馬正官 多田與左衛門帰国

今度の返輸此方より仰せ越さざる蔚陵嶋を書き入れ候儀、一嶋二名の仕立てに候へば以来に至り相済まざる事に候、蔚陵嶋竹嶋一嶋にて候段ご存じなき体にてこの返輸差し上げられ候儀大切なる事に候、定めて御吟味も御座あるべく候、もし、左様これなくとも此方より一嶋にても御座在るべきと御推なられ候旨仰せあげられず候て叶わざる事に候、その時にいたりて、竹嶋は以前朝鮮の蔚陵嶋にて候へども、年来日本の御支配に候間、かの嶋へ朝鮮より渡海仕らず候ようと重ねて重ねて仰せわたさるる首尾に至りては、その節朝鮮の返答により大事におよび候か、又は、左候はば日本に出し候とこれありても如何しく候(略)竹嶋の儀、権現様以来因幡より支配仕り来り候儀、紛れ御座なく候の処、彼国には年久しく捨て置き候嶋を元わが国のうちと申すべきようこれなく候、しかるところ一嶋二名に仕立て、紛らわし置き候書面御取次ぎ成られ候ては、御不念に罷りなり大切なる儀に候、急度この返輸指し返し蔚陵嶋の文字除き候て返輸あい改め差し越され候へと、嚴重に仰せ遣わされ候

一卷終了まで、この書簡の一嶋二名記載問題決着せず。

(二卷)

同年九月十二日

「朝鮮の江原道蔚珍県に属す嶋これあり、蔚陵嶋と申し候、江原道東海の内これあり候へども、風波險しく船道宜しからず候故、中年彼嶋の民を外へ移し、空地に仕置き、時々官人を遣わし彼嶋を檢分いたさせ候、蔚陵嶋の山々峰樹木等まで地方よりあい見え、山川土地の広狭ならびに民居の旧跡土産の品などまで、わが国與地勝覽の書にこれを載せ、代々相伝事跡明白にこれあり候、

只今、わが国海辺の漁民とも嶋へまかり越し候所、存じ寄らざる貴国の入犯越いたし居り候所え行き逢い、かえつて二人を捕らえられ江戸へ差し越され候所、幸いに貴国大君の御明察を蒙り、御馳走をもって御送りかえし、下され御隣交の御丁寧尋常の儀これなく候段、誠に御心仕り候、扱、右わが国の漁民まかり越し候地は、元来蔚陵嶋と申す嶋にて二つの名御座候、一嶋二名の次第わが国の書籍に記し候のみにこれなく、此国の人も皆存知たる事に候所、このたびの御書簡に竹嶋を貴国の地と思し召し、わが国の漁民彼嶋へ参り候儀を禁制いたし候様にと仰せ下され、貴国の入みだりにわが国の境を犯し、わが国の人を捕らえ候不調法を差し置き候段、御誠信の道を欠けたる御事候、これらの趣江戸表へおおせ上げられ、貴国の海辺へ厳しく御触れ成られ、以来貴国の人蔚陵嶋へ罷り越し申さず様仰せつけられ両国の弊端出来申さざるようになられ下さるようの趣」

朝鮮側の意向 ↓蔚陵嶋へ日本人が来ないようにと日本側の要請の逆を主張
朝鮮側の攻勢と変化

〔質人兩人江戸は行かず↓長崎を江戸と思ひ違ひ↓そのまま書簡に記す誤り〕

元来朝鮮国明白に日本人七八十年來蔚陵嶋へ罷り越え漁いたし候事を存じながら、只今日本人境を越えて蔚陵嶋へまかり越し候と申すことを申し聞きおかざる儀、元來彼国の不吟味と候故、竹嶋一件の事おこり候節、彼方より最初は主なき嶋のように申し成り置き、後にいたり急度わが国の蔚陵嶋と申される段前後都合のことに候（略）最初には主なき嶋のように申し置き、使者再度に至り、俄かに申し分を変え、日本人境を犯しわが国の蔚陵嶋へ参り候と、もつぱら此方を咎め無礼なる申し分にては、八十年來無念にいたし置き候所を毛頭自ら咎めるの意あい見えず候

同七年十一月十六日 飛船到着

対馬守殿（靈光院）御事去六月より病氣差発色々保養いたされ候へども験なく候て先月二十七日御逝去いたされ候

同八年疑問の点を何度か問い正す ↓返答なし

與左衛門一行帰国する

●公命として、嶋を八十年來のように属嶋とし、朝鮮人の渡海を禁じる主張でいたが、一嶋二名の説などを出され、進退窮まる二年を過ごす。
(三卷)

元禄八年六月

現状打開が見出せぬまま、藩内での相談、議論がなされ、さまざまな対応策や、批判などが出る

←

「公儀へ御伺いあそばされ候事」の提言

(略) 御吟味の上を以って御極め遊ばされ、委細に仰せ上げられたく御事のように存じ奉り候、左候へば、かえって御職分の御規模にもまかりなると恐れながら存じ奉り候、もし、軽くおおせあげられ、公儀にも軽く思し召しあげられ、万一、仰せ出だされ候趣、只今の朝鮮の成り行きより軽く取り扱われ候様になど御座候ては、彼方の存じいれ、往々至って大切なる御事のように存じ候

同年七月十二日

滝六郎右衛門差し上げ候書簡

同年十月 藩主参府、竹嶋一件再度の書簡写し差し上げられ、跡の御処置いかが遊ばされ哉の儀、御老中安部豊後守様まで、委細御伺いの趣仰せあげらるり

同年十一月から家老平田直右衛門が交渉を開始する。(資料1―2)

『磯竹島事略』幕府が編纂したもの。二冊。編纂年不詳

乾の巻 これまでの往復書簡

坤の巻 朝鮮釜山和館の対馬藩の人数、役割はどの状況調べや「與地勝覽」「芝峰類説」など朝鮮側資料の点検など

同八年十二月二十四日(幕府く伯耆守への問い合わせ)

同九年一月二十八日(伯耆守の返答) 松島の記述

幕府から松平伯耆守への問い合わせと返答(資料3)

幕府から松平出羽守への問いの返答 (資料4)

元禄九年正月廿八日
天龍院公御登城御暇御拝領遊ばされ候上、御白書院において御老中御四人御列座にて、戸田山城守様竹嶋の儀に付き、御覚え書一通御渡り成られ、先年以来伯州米子町人兩人竹嶋へ罷り越し漁いたし候所、朝鮮人も彼嶋へ参り漁いたし、日本人入り混じり無益のことに候間、向後米子の町人渡海の儀差し止められ候との御儀仰せ渡され候

幕府から松平伯耆守への竹嶋渡海禁止命 (資料4)

正式申し渡し以前の折衝の中での話

同年正月九日、十一日 口上覚
竹嶋の儀松平伯耆守へあい訊ね候処、竹嶋は因幡伯耆へ付属と申すにてもこれなく、米子の町人兩人願ひ出、松平新太郎因幡伯耆領知の時分伺ひこれありて、竹嶋へ米子の町人あい越し猟いたし来るよしに候、しからば朝鮮国の嶋を日本へ取候と申すわけにもあい聞かず候、道程の儀承り候へば、竹嶋より朝鮮へおおよそ四十里余ほど、伯耆へは百六十里ほどこれある由に候、朝鮮へ格別ほど近く候故、朝鮮国の境蔚陵嶋にても是あるべきやと存じ候、それとも、日本へ取り候しるしもこれあり候か、又日本人居住等仕り候者、いまさら朝鮮へ遣わしがたき事にも候へども、左様の儀も前々いよいよこれなきにおいては、此方より竹嶋の儀構ひこれなきのわけに仕りしかるべき哉の事

竹嶋への渡航禁止。大谷・村川両家の損失

その後

- 安龍福一行到着 (五月二十日隠岐) 「村上家文書」
- 対馬藩と鳥取藩
- 対馬藩と朝鮮王朝
- 対馬藩と幕府